

健康・生活科学委員会・歯学委員会合同分科会の設置について

分科会等名：脱タバコ社会の実現分科会

1	所属委員会名 (複数の場合は、主体となる委員会に○印を付ける。)	健康・生活科学委員会 ○歯学委員会
2	委員の構成	20名以内の会員又は連携会員
3	設置目的	<p>脱タバコ社会の実現分科会は「新生日本学術会議」第20期に健康・生活科学委員会と歯学委員会の合同で発足した。2008年3月4日には、脱タバコ社会の実現分科会と、第二部の審議を経て、日本学術会議名で、要望「脱タバコ社会の実現に向けて」を提出、公表。</p> <p>2008年7月14日からは、本分科会は「(新)脱タバコ社会の実現分科会」として第21期末(2011年9月30日)まで継続することになり、委員長、副委員長とも留任、ただしメンバーは約半数に減らして再発足した。</p> <p>この間、タバコ害問題は次第に世論の大きなうねりとなり、政治問題化しながら現在に至っている。本分科会メンバーが議員会館で意見を述べる機会もあった。</p> <p>国民の関心も高まっている中で、日本学術会議の活動がますます期待されていると認識し設置継続を要望する。</p>
4	審議事項	日本における脱タバコ社会の早期実現のための方策及び脱タバコ社会実現のための法整備に係る審議に関すること
5	設置期間	時限設置平成 年 月 日～平成 年 月 日 常設
6	備考	※新規設置